

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第97号

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

別表文書料の項中「500」を「600」に、「1,500」を「1,800」に、

「

特 殊 な 診 断 書 又 は 証 明 書

3,000

」

を

「

特 殊 な 診 断 書 又 は 証 明 書
自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書

3,600
3,000

」

に、「4,000」を「4,800」に改め、同表備考2中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書

別表備考3中「証明書（）」の右に「自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書及び」を加え、同表備考4を同備考5とし、同備考3の次に次のように加える。

4 「自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書」とは、障害者自立支援法の規定に基づき自立支援医療費の支給認定に係る申請をするために用いる診断書を

いう。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に交付を申請した診断書又は証明書に係る文書料については、
なお従前の例による。

(保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課)